

## 第3回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年3月18日

午後2時00分

場 所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和3年3月18日(木)午後2時00分～4時02分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(16人)          会長 17番 越雲 宏、職務代理者 9番 石川 実、1番 金子 博、2番 栗野 隆夫、3番 荒井 喜代子、5番 関 閣夫、6番 齋藤 勉、7番 栗野 育夫、8番 増子 謙一、11番 久郷 義美、12番 滝田 功、13番 栗田 義之、14番 塩野目富夫、15番 小川 祥一、16番 興野 礼子、18番 堀江 恒夫 各委員</p> <p>4. 欠席委員(2人) 10番 中山 忠夫、19番 塩野 哲男 各委員</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程          日程第1 議事録署名人の指名について          日程第2 追加報告第1号 職員の任免について          日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について          日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について          日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について          日程第6 議案第4号 非農地証明願出による現況地目の認定について          日程第7 議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画(第228号)の承認について          日程第8 議案第6号 令和3年度 農作業標準賃金の設定について          日程第9 議案第7号 太陽光発電設備への農地転用申請時における内規について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員          事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 雫 保友</p> <p>8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>ただいまから令和3年 第3回総会を開会いたします。それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長(越雲)</p>	<p>&lt; 開会前のあいさつ &gt;</p>
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>本日、10番 中山 忠夫 委員、19番 塩野 哲男 委員より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、18名中 16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会議事規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、越雲会長をお願いいたします。</p>
<p>議長(越雲)</p>	<p>直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分 )          ここで、追加報告案件が1件ありますことを申し上げます。議事日程の朗読をお願いします。</p>

事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は、2番 栗野 隆夫 委員、7番 栗野 育夫 委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。それでは、次に、日程第2 追加報告第1号 「職員の任免」 について、報告書を朗読いたさせます。なお内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 追加報告第1号 報告書の朗読 >
議長	事務局の説明をお願いいたします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 人事異動に伴う説明 >
議長	以上、この件について何かご質問等ありましたらお願いいたします。
議長	< 質疑なし > 無いようですので、次に日程第3 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第1号 議案書の朗読 >



<p>(12番 滝田 功 委員)</p>	<p>みの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜、コンニャク。農業従事年数及び農業形態、約45年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>3月12日、地元推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号5のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、ソバ、野菜。農業従事年数及び農業形態、約20年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、ハーベスター、管理機、田植機。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号6番について、13番 栗田 義之 委員にお願いします。</p>
<p>13番 栗田 義之 委員</p>	<p>3月10日、地元推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号6のとおりです。渡人と受人の関係、叔父とおい。権利移動等の内容、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約50年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、コンバイン、もみすり機、乾燥機。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号7番について、14番 塩野目 富夫 委員にお願いします。</p>
<p>14番 塩野目 富夫 委員</p>	<p>3月7日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号7のとおりです。渡人と受人の関係、第三者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となりま</p>

<p>(14番 塩野目 富夫 委員)</p>	<p>す。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約40年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機。取得地への通作距離、約0.3km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>&lt; 質疑なし &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>上程中の議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>だいま上程中の議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、異議がないようですので、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第4議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局（糸井）</p>	<p>&lt; 議案第2号 議案書の朗読 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告の前に事務局から経緯の説明があるので、お願いいたします。</p>
<p>事務局長（相ヶ瀬）</p>	<p>&lt; 経緯と状況を説明 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。整理番号1番について、8番 増子 謙一 委員をお願いします。</p>
<p>8番 増子 謙一 委員</p>	<p>3月16日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●氏。農地区分、農用地。（申請地位置を説明。）。周囲の状況、東が田・宅地、西が田、南が畑、北が田。同意書有。転用計画、転用事業者は、湿地で作業効率の悪い申請地において、作業効率向上のための盛土を行いたく、申請に至った。始末書有。転用面積</p>

(8番 増子 謙一 委員)	2,814.52 m <sup>2</sup> 高低差あり。農地改良 一時転用 ●●●の工事施工地から発生する残土の一部を搬入。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、未定。その他、他法令等との関係等、市土砂条例 まちづくり課と協議中、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、始末書に記載している通り1,000 m <sup>2</sup> 以上の土砂に関しては場内から撤去するとなっておりますので、撤去終了の確認ができてから許可をしたほうが良いと思われまます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	説明と調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
18番 堀江 恒夫 委員	3点ほど質問、お願いします。1つ目は、転用事業者の●●●氏は何歳になるのでしょうか。2つ目は、今の調査員から報告がありました、土砂を搬出したあと転用許可という話がありましたが、この工程表を見ると3月31日に転用を予定しているということなので、今日の議案にもあります内容を承認するのか。3つ目は、1,000 m <sup>2</sup> 未満になった時に一時転用許可をするということによろしいのか。以上3点お願いします。
議長	では、事務局に説明させます。
事務局 (雫)	事務局から説明させていただきます。1点目の●●●さんの年齢ですが、●●●歳です。
事務局長 (相ヶ瀬)	一応、土砂を搬出するのに動かしていただくために事務局で考えかたとしては、仮で許可を出してもらって、運んでもらう。運んでもらった残り1,000 m <sup>2</sup> 未満の成形が終わった段階で、許可してはどうかという考えではあります。どうしても今のこのまま保留ということだと、その土砂自体がそのままになり動かせなくなるのではないかなと考えがありました。とりあえず動かして成形までしてもらって、それを確認した状態で許可するという考えではどうかと思います。条件付きですかね。
議長	休憩いたします。(午後 2時 32分 ) 再開いたします。(午後 2時 45分 ) ＜ 他に質疑なし ＞
議長	皆さんの議論が出尽くしたと思いますが、農業委員会としてはこの案件につきましては、保留案件ということで、継続

<p>(議長)</p>	<p>審議ということで、場内の土砂の搬出が終了した時点において専門委員会の調査を入れて、再度審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>では、ただいま上程中の 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、ただいま申し上げた通りの時点で再度審議ということで保留案件にいたします。続きまして、日程第5 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局 (糸井)</p>	<p>&lt; 議案第3号 議案書の朗読 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、12番 滝田 功 委員をお願いします。</p>
<p>12番 滝田 功 委員</p>	<p>3月16日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者、転用事業者、株式会社●●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が田、西が宅地、南が道を挟んで田・宅地、北が田。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 2,188㎡ 太陽光発電設備の設置。周囲フェンス設置、入口 西側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年4月1日から令和3年6月30日。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号2番について、15番 興野 礼子 委員をお願いします。</p>
<p>15番 興野 礼子 委員</p>	<p>3月16日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者、転用事業者、●●●株式会社。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が宅地、西が宅地、南が原野、北が宅</p>



<p>(15番 興野 礼子 委員)</p>	<p>地。同意書、無。権利の移転、設定、地上権の設定、20年。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積 1,890㎡ 転用面積 473㎡ 太陽光発電設備の設置。構造等、パネル360枚、周囲フェンス設置、入口 西側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、原状復帰して返還。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年7月1日から令和3年9月1日。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
<p>15番 小川 祥一 委員</p>	<p>整理番号1番と2番の会社が違うんですが、1番は2,000㎡ちょっとで、2番については約500㎡位で、転用計画の中の構造を見ると1番については252枚、2番は360枚。パワーコンディショナーは、1番は9基、2番は10基。発電出力はどちらも49.5キロワット。これ合わないような気がするんですが。しかも年間発電量も2番のほうが多いんですね。平米数が少ないのに、こんなに2番のほうが大きいのか多いのか。総事業面積が1,890㎡とあるんですが、これはこの関係は転用面積とどう関係しているのか。クエスチョンマークがついたので、教えていただければありがたいです。</p>
<p>事務局 (雫)</p>	<p>事務局より説明させていただきます。整理番号2番こちら転用面積473㎡ですが、そのほか原野も使うような計画になっております。4条5条資料の28ページの公函をご覧ください。今回、畑と原野2筆に太陽光発電を設置する計画になっておりまして、転用が必要なものが1筆473㎡ですが、そのほか1,417㎡の隣接する原野も使う計画になっております。29ページのほうに具体的なパネルの設置計画、土地利用計画がございますので、そちらご覧になっていただければと思います。</p>
<p>13番 栗田 義之 委員</p>	<p>ひとつ教えていただきたいのですが。整理番号1番の●●●氏が自分の土地を売って、利用権設定するということですか。本人の考え方で、そのようにしているのかもしれませんが。売買しなくてもいいように思うのですが、そういうのはどういう風に考えていったらいいのでしょうか。個人の自由なのはわかりますが。</p>
<p>事務局 (雫)</p>	<p>事務局より説明させていただきます。当日、現地確認の際にご本人お越しになっていただきました。●●●氏の話によると今回の申請場所は天水を使っているような農地で、農機具も他の人の農地を通らないと入れないような農地であるということでした。ですので、もっと川沿いの農振農用地の条件の良いところで引き続き農業をされるようですが、今回条</p>

(事務局 (雫))	<p>件の良くない農地であるので、転用に至ったというところであります。</p>
議長	<p>&lt; 他に質疑なし &gt;</p>
議長	<p>上程中の議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p>
議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>
議長	<p>ただいま上程中の 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第6 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局 (糸井)	<p>&lt; 議案第4号 議案書の朗読 &gt;</p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、6番 齋藤 勉 委員にお願いします。</p>
6番 齋藤 勉 委員	<p>3月11日に、願出人と代理人と事務局で調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第4号 整理番号1のとおりです。調査方法、本人聞取 現地と関係書類等を見て確認。土地の履歴、昭和63年に売買により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、特になし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約24年。申請地は申請人が役員を務める●●●株式会社の既存の資材置き場が不足するようになったため、平成9年頃から、隣接地である申請地において敷地拡張して一体的に利用するようになり現在に至った。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、雑種地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2番について、12番 滝田 功 委員にお願いします。</p>
12番 滝田 功 委員	<p>3月12日に、地元推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第4号 整理番号2のとおりです。調査方法、本人聞取 現地を見て確認。土地の履歴、平成20年相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、特になし。非農地と</p>

(12番 滝田 功 委員)	なって何年経過したか、経過年数、約59年。申請地は、昭和37年以前から納屋敷地として使用し現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 他に質疑なし >
議長	上程中の議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、異議が無いようですので、願出のとおり認定することに決定いたしました。次に、日程第7 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第228号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第5号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（雫）	議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画（第228号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対し12件 更新41件です。利用権の設定を受ける者19名、利用権を設定する者39名です。利用権の設定面積は、202,845㎡です。令和2年度 累計は、1,106,512㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和3年3月31日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 他に質疑なし >

議長	上程中の議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第228号）の承認について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
議長	＜ 異議なしの声 ＞ 異議なしと認め、日程第7 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第228号）の承認について」 は、申請のとおり承認することに決定いたしました。次に、日程第8 議案第6号 「令和3年度 農作業標準賃金の設定について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	＜ 議案第6号 議案書の朗読 ＞
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局長（相ヶ瀬）	＜ 別紙（案）により内容説明 ＞
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
18番 堀江 恒夫 委員	麦類、草剤散布の摘要の欄に150リットルとありますが、どういうことでしょうか。
事務局長（相ヶ瀬）	間違いです。150リットルではなくて、かっこ書きで除草、病害虫駆除等になります。 あとですね、フレコン玄米出荷ですが4,000円、30kg当たり120円になっておりますが、JAでは30kg当たり143円になっているようです。
議長	＜ 他に質疑なし ＞ 上程中の議案第6号 「令和3年度 農作業標準賃金の設定について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
議長	＜ 異議なしの声 ＞ 異議なしと認め、日程第7 議案第6号 「令和3年度農作業標準賃金の設定について」 は、別紙（案）のとおり設定することに決定いたしましたので、（案）を削除してください。次に、日程第8 議案第7号 「太陽光発電設備への農

	<p>地転用申請時における内規」 についてを議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井） 議長	<p>&lt; 議案第7号 議案書の朗読 &gt; 内容について、事務局から説明させていただきます。</p>
事務局長（相ヶ瀬） 議長	<p>&lt; 別紙資料により説明 &gt; 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
	<p>休憩いたします。（午後 3時 18分 ）</p>
	<p>再開いたします。（午後 3時 58分 ）</p>
議長	<p>&lt; 別紙資料による訂正説明 &gt; ただいま事務局より上程中の議案第7号 「太陽光発電設備への農地転用申請時における内規」 の原案の訂正がございました。4月1日より事務局でこのように取扱いしたいと思いますが、よろしいか諮りいたします。</p>
議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt; 異議なしと認め、日程第8 議案第7号 「太陽光発電設備への農地転用申請時における内規」 については、承認することに決定いたしました。</p>
	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。</p> <p>（ 午後 4時 02分 ）</p>

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年3月18日

議 長

2 番

7 番